高取町与楽古墳群周辺地区のまちづくりに関する基本協定書

奈良県（以下「甲」という。）及び高取町（以下「乙」という。）は、高取町与楽古墳群周辺地区（以下「当該地区」という。）のまちづくりに係る取組に関して、以下のとおり基本的な連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、「奈良県と高取町とのまちづくりに関する包括協定書」第３条第３号に定める当該地区のまちづくりにおいて、甲及び乙が連携・協力してまちづくりに取組むことで、当該地区の持続的発展及び活性化を図ることを目的とする。

（地区の位置及び区域）

第２条　この協定の対象とする当該地区の位置及び区域は、別紙１のとおりとする。ただし、別紙１に掲げる当該地区の区域にあっては、必要に応じ、第５条の規定により甲及び乙が策定するまちづくり基本計画により、変更することができるものとする。

２　前項ただし書の規定による変更をした場合にあっては、当該変更した区域をもってこの協定の別紙１に掲げる区域を変更したものとみなす。

（まちづくりの目標）

第３条　当該地区のまちづくりは、「歴史と農のふれあう癒しのまちづくり」を目標とする。

（まちづくりの方針）

第４条　甲及び乙は、前条に規定するまちづくりの目標を実現するため、次の各号に掲げる方針に基づいた検討及び取組を行うこととし、その内容は「まちづくり基本構想」（以下「基本構想」という。）として別紙２のとおりとする。

（１）　高取農業の魅力化・ブランド化

（２）　古墳を通じたまち・地域の魅力化

（役割分担）

第５条　甲及び乙は、相互に協力し、前条に規定する基本構想の実現に向けて取組むこととし、相互に協力し事業内容、事業主体等をその内容とするまちづくり基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。この場合において、基本計画のとりまとめは、乙が担うものとする。

（予算の確保等）

第６条　甲及び乙は、前条の規定による役割分担に基づく取組その他当該地区のまちづくりに資する国庫補助金その他の資金の獲得に向け、各種計画等の作成に協力して取組むものとする。

２　甲は、乙のまちづくりに資する取組について、予算の範囲内で必要な財政的及び技術的な支援を行うものとする。

（協定の変更）

第７条　甲及び乙は、そのいずれかから、この協定の内容について変更を申し出た場合には、その都度協議の上、この協定を変更することができるものとする。

（守秘義務）

第８条　甲及び乙は、協働による取組に当たって知り得た情報を甲又は乙の承認を得ないで第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

（その他）

第９条　甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本通２通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各１通を保有する。

平成２９年３月３０日

甲　　奈良県奈良市登大路町３０番地
奈良県
知　事　　荒井　正吾

乙　　奈良県高市郡高取町大字観覚寺９９０番地１
高取町
町　長　　植村　家忠